別記第三十一号の三様式、別記第三十一号の四様式、別記第三十七号の三様式から別記第三十七号の十七様式まで、別記第三十九号様式、別記第四十四号様式、別記第四十五号様式、別記第五十三号様式から別記第五十六号様式まで、別記第五十八号様式、別記第五十九号様式、別記第六十一号様式、別記第六十三号様式から別記第六十五号様式まで、別記第六十七号様式、別記第六十八号様式、別記第七十一号様式から別記第七十一号の五様式まで、別記第七十三号様式、別記第七十四号様式から別記第八十号様式まで及び別記第八十二号様式から別記第八十四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式から別記第十四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部改正）

第三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び別記第十二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条　この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

○法務省令第十一号

供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第一号の二書式、第四号書式から第十八号書式まで、第十九号書式から第二十六号の二書式まで、第三十号書式及び第三十一号書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十八号の二書式から第十八号の五書式まで、第一号様式から第七号様式まで及び第十二号様式中「平成」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（書式等の用紙の使用に関する経過措置）

2　この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

○法務省令第十二号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定及び関係法令の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子署名の方法） **第三十三条の四**　法第十二条の二第一項第一号の法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。	（電子署名の方法） **第三十三条の四**　法第十二条の二第一項第一号の法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。